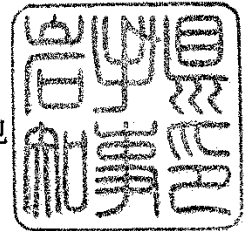


水 振 第 1 2 2 号  
令 和 2 年 4 月 2 7 日

岩手県内水面漁場管理委員会  
会長 佐藤由也 様

岩手県知事 達 増 拓 也



内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効  
期間の短縮について（諮問）

岩手県内水面漁業調整規則（昭和47年岩手県規則第88号）第6条第2号及び  
第3号に係る採捕の許可について、次のとおり許可の有効期間を短縮したいので、  
同規則第8条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

1 許可の有効期間

(1) 小型定置網（たが網を含む。）

許可の日から令和2年11月30日まで

(2) 刺し網（複合式刺し網を除く。）

許可の日から令和3年4月30日まで

2 理由

漁業権が設定されていない北上川本流域において、小型定置網（たが網を含  
む。）及び刺し網（複合式刺し網を除く。）の採捕許可をしているが、放流等の  
増殖が行われていないことから、漁場行使の実態及び資源動向等を単年度ごと  
に的確に把握し、適正な漁場管理に努めるため、許可の有効期間を短縮する必  
要がある。



農林水産部水産振興課  
漁業調整担当（大場）  
TEL：019-629-5806  
FAX：019-629-5824